

○倉敷市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

昭和52年2月7日

告示第20号

改正 昭和58年6月30日告示第158号

平成11年1月21日告示第26号

令和2年2月14日告示第58号

令和2年7月1日告示第474号

令和4年3月31日告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知別添）に基づき、がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある場合において、危険住宅の除却及び移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成18年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条の規定に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下この条において「特別警戒区域」という。）に存する不適格住宅又は特別警戒区域若しくは土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査により特別警戒区域に指定される見込みのある区域に存する住宅であつて建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく是正勧告等を受けたものをいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき市長が定める事業計画により実施される事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 危険住宅の除却事業
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は改修事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。この場合において、補助対象経費及び補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 この要綱による補助金の交付は、一の危険住宅につき第1項各号の補助事業ごとに1回を限度とする。

4 前3項の規定にかかわらず、補助対象経費に対し、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定である場合は、当該補助対象経費については補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、危険住宅の除却及び移転を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

（1）市税を滞納している者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）

（補助金の交付申請）

第5条 補助事業者は、所定の交付申請書及び事業費内訳書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）危険住宅の位置図、配置図、平面図及び外観写真

（2）移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図

（3）危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他の危険住宅及びその敷地の所有者が確認できる書類（発行日から3月以内のものに限る。）

（4）危険住宅の所有者について、市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）

（5）補助事業に係る所定の資金計画書

（6）危険住宅の除却等に要する経費の見積書

（7）移転先住宅の建設、購入（当該住宅の建設又は購入に必要な土地の取得を含む。以下同じ。）及び改修に要する経費の見積書

(8) 移転先住宅の建設，購入及び改修に要する資金の借入れを予定している金融機関等において，当該建設等に係る費用ごとに作成された借入金利子相当額の計算表

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第6条 市長は，前条の書類を受理したときは，これを審査し，適当であると認めたときは，所定の通知書により，補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請)

第7条 補助事業者は，補助金交付の決定を受けた後において，その内容を変更しようとするときは，所定の変更申請書を市長に提出し，承認を受けなければならない。

(事業内容の変更承認)

第8条 市長は，前条の書類を受理したときは，これを審査し，適当であると認めたときは，所定の承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第9条 補助事業者は，補助事業を中止又は廃止しようとするときは，速やかに市長に所定の事業廃止届を提出しなければならない。

(事業の完了期日の変更)

第10条 補助事業者は，補助事業が補助金交付決定通知書に示された期日までに完了しないときは，速やかに所定の期日変更報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は，補助事業が完了したときは，当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに，所定の実績報告書に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書

(2) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し

(3) 危険住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観の写真

(4) 移転先住宅の建設，購入及び改修に係る契約書の写し

(5) 移転先住宅の建設，購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書

(6) 金融機関の融資契約書の写し

(7) 移転先に建築又は取得した家屋及び宅地の登記簿謄本

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、報告書の内容の審査及び現地調査をし、適正と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたときは、第6条の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第14条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）が確定した場合は、所定の消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、補助金を交付する前にあつては当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付するものとし、補助金を交付した後にあつては当該消費税仕入控除税額に相当する額の補助金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日告示第158号）

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（平成11年1月21日告示第26号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日告示第58号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日告示第474号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日告示第163号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に交付の決定のあった補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助事業の区分	補助対象経費の内容	補助額
危険住宅の除却事業	危険住宅の除却に係る撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費等	国が定める限度額以内で、予算の範囲内において市長が定める額
危険住宅に代わる住宅の建設又は改修事業	補助事業者が、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（住宅の建設又は購入に必要な土地の取得を含む。）又は改修をするために要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子に相当する額	同上